

第50号議案

島根県立美術館条例の一部を改正する条例

島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第24条中第3項を第4項とし、同条第2項中「協議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。